

〔排出ガス規制〕

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第119条 自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し保安基準第31条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、第1号、第2号及び第9号の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の前駆機を有する自動車以外のものには適用せず、第1号、第3号及び第5号の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下この条において同じ。）を含む。）には適用せず、第1号から第6号及び第11号の基準は、二輪自動車に適用せず、第5号及び第6号の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。

〔ガソリン・LPG車（GVW3.5t超）の新規検査等におけるJE05モード上限値規制〕

一 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査等の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないものであること。

〔ガソリン・LPG車（GVW3.5t以下）の新規検査等におけるWLTCモード上限値規制〕

二 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち前号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小	2.03	0.16	0.08	0.007

型自動車又は軽自動車				
(2) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(1)に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007
(3) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、(1)及び(2)に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009
(4) 軽自動車であつて、(1)に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007

〔ディーゼル車（GVW3.5t超）の新規検査等におけるWHTCモード上限値規制〕

三 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査等の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される廃棄物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.14を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.14を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.013を超えないものであること。

〔ディーゼル車（GVW3.5t以下）の新規検査等におけるWLTCモード上限値規制〕

四 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち前号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄

に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.88	0.037	0.23	0.009
(2) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(1)に掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.23	0.009
(3) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(1)及び(2)に掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.36	0.013

〔その他燃料車（GVW3.5t超）の新規検査等におけるJE05モード上限値規制〕

五 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査等の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないものであること。

〔その他燃料車（GVW3.5t以下）の新規検査等におけるWLTCモード上限値規制〕

六 ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち前号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
(1) 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.23	0.009
(2) 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって(1)に掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009
(3) 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、(1)及び(2)に掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.36	0.013
(4) 軽自動車であって、(1)に掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.23	0.009

〔ガソリン・LPG 大型特殊自動車の新規検査等における7モード上限値規制〕

七 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、新規検査等の際、別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については26.6、炭化水素については0.80、窒素酸化物については0.80を超えないものであること。

〔ディーゼル大型特殊自動車の新規検査等における8モード、NRTCモード上限値規制〕

八 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものは、新規検査等の際、別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同ディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排

気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.1を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.9を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのNRTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.1を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、それぞれ次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ 定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.04
ロ 定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.033
ハ 定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	0.53	0.03
ニ 定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	0.53	0.03
ホ 定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車	4.6	0.25	0.53	0.03

〔ガソリン二輪自動車の新規検査等における二輪車モード上限値規制〕

九 ガソリンを燃料とする二輪自動車であつて小型自動車は、新規検査等の際、別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定するWMTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、一酸化炭素については1.33、炭化水素については0.13、非メタン炭化水素については0.088、窒素酸化物については0.096、粒子状物質については0.0063を超えないものであること。

〔ガソリン・LPG車のアイドリング規制〕

十 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値（暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとする。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。以下この号において同じ。）及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	炭化水素
イ 2サイクルの原動機を有する自動車（二輪自動車を除く。）	4.5%	100万分の7,800
ロ 二輪自動車	0.5%	100万分の1,000
ハ 4サイクルの原動機を有する軽自動車（二輪自動車を除く。）	2%	100万分の500
ニ 大型特殊自動車又は小型特殊自動車（定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたものに限る。）	1%	100万分の500
ホ イからニまでに掲げる自動車以外の自動車	1%	100万分の300

〔ディーゼル車の無負荷急加速光吸収係数規制〕

十一 軽油を燃料とする自動車のうち、第3号の自動車であって第161条第2項の規定により本号の規定が適用となるもの、第4号の自動車及び定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた小型特殊自動車は光吸収係数が、 0.50m^{-1} を超えないものであること。

〔排出ガス発散防止装置の機能維持規定〕

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの以外の自動車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第5号の規定は適用せず、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される前項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）は、この基準に適合しないものとする。

イ 触媒等が取り外されているもの

ロ 電子制御式燃料供給装置が機械式燃料供給装置に変更されているもの

ハ 触媒等の取付けが確実でないもの又は触媒等に損傷があるもの

ニ 還元剤等の補給を必要とする触媒等に所要の補給がなされていないもの

二 当該装置の温度が上昇した場合において他の装置の機能を損なわないように、別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に基づき遮熱板の取付けその他の適切な措置が施されたものであること。ただし、断続器の型式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。なお、次のイ及びロに掲げるものはこの基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等又は公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面によりこの基準に適合することが明らかである自動車に備えられている熱害対策装置等との同一性が、次の(1)及び(2)に適合するもの

(1) 排気管及び触媒コンバータが同一の位置に備えられていること。

(2) 触媒コンバータ部分の遮熱板が同一の構造を有すること。

ロ 取付けが確実であり、損傷がないもの

三 当該装置の温度がその装置又は他の装置の機能を損なうおそれのある温度（以下「異常温度」という。）以上に上昇した場合又は上昇するおそれのある場合にその旨を運転者席の運転者に警報し、かつ、別添47「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る熱害警報装置等の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。ただし、当該装置の温度が異常温度以上に上昇することを防止する装置を備えた自動車及び断続器の形式が無接点式である点火装置を備えた自動車にあっては、この限りではない。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するものはこの基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備えられている熱害警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものであって、損傷がないもの

ロ 公的試験機関が証明する書面により、この基準に適合していることが明らかであるもの

〔OBD規制〕

四 当該装置の機能に支障が生じたときにその旨を運転者に警報する装置を備えたものであること。この場合において、自動車（二輪自動車を除く。）にあっては、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断

装置の技術基準」に、二輪自動車であって小型自動車であるもの及び軽自動車（型式認定自動車に限る。）であるものにあつては、別添115「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであることとする。なお、次のいずれかに該当するものはこの基準に適合しないものとする。

- イ 電源投入時（蓄電池を備えない自動車にあつては、原動機始動時）に警報を発しないもの
 - ロ 電源投入時に発した警報が原動機の始動により停止しないもの（蓄電池を備えない自動車にあつては、原動機始動時に点灯し、当該点灯から5秒後に消灯しないもの）
 - ハ 発する警報を運転席において容易に判断できないもの
- 五 一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を著しく増加させる原動機制御を行わないものであること。なお、前号の規定に適合する装置を備えた場合は、この基準に適合するものとする。

〔ブローバイ・ガス規制〕

- 3 内燃機関を原動機とする自動車（ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（軽油を燃料とするものであつて、過給機を備え、かつ、車両総重量が3.5tを超えるもの（第1項の基準に適合するものに限る。）を除く。）及びガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車であつて定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（過給機を備えたものを除く。）に限る。）に備えるブローバイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして、その機能、性能等に関し保安基準第31条第4項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。

ただし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（過給機を備え、かつ、車両総重量が3.5tを超えるもの（第1項の基準に適合するものに限る。）に限る。）並びに軽油を燃料とする大型特殊自動車及び小型特殊自動車であつて定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えたもの（過給機を備えたものに限る。）にブローバイ・ガス還元装置を備える場合にあつては、当該ブローバイ・ガス還元装置は、この項本文に規定する基準に適合しなければならない。

〔ガソリン車の燃料蒸発ガス規制〕

- 4 普通自動車、小型自動車及び軽自動車であつてガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該自動車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第31条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）にあつては、別添49「燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件に

より測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が2.0を超えないものでなければならないものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

二 二輪自動車にあつては、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量を g で表した値（炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が1.5を超えないものでなければならないものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

〔冷房装置基準〕

5 冷房装置等が乗車人員に傷害を与えるおそれの少ないものとして、冷房装置等の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第6項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 導管（損傷を受けないようにおおいで保護されている部分を除く。）は、客室内に配管されていないこと。

二 安全装置は、車室内にガスを噴出しないように取り付けられたものであること。

〔排気管基準〕

6 自動車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等の傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第31条第7項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 排気管は、発散する排気ガス等により法第11条第1項の自動車登録番号標又は法第73条第1項（法第97条の3第2項において準用する場合を含む。）の車両番号標の数字等の表示を妨げる位置に開口していないこと。

二 排気管は、車室内に配管されていない等、排気ガス等の車室内への侵入により乗車人員に障害を与えるおそれが少ないよう配管されていること。

三 排気管は、接触、発散する排気ガス等により自動車（当該自動車が牽引する被牽引自動車を含む。）若しくはその積載物品が発火し又は制動装置、電気装置等の装置の機能を阻害するおそれのないものであること。なお、排気管の取付けが確実でないもの又は損傷しているものはこの基準に適合しないものとする。